

医師の意見書

優貴保育園 園長様

児童氏名 _____

病 名 _____

上記の者は、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、
登園可能と判断します。

出席停止期間 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医 師 名 _____ 印

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ
防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、裏面【医師が記入した意見書が望ま
しい感染症】については、医師の意見書の提出をお願いします。

健康回復状態が、集団での保育園生活が可能な状態となってからの登園であるようにご配慮ください。

登園届（保護者記入）

優貴保育園 園長様

児童氏名 _____

病名〔 〕と診断され

令和 年 月 日 医療機関名〔 〕において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者氏名 _____

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ
防ぐことが大切です。裏面の【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症】については、
かかりつけの医師の診断を受け、診断に従い登園届の提出をお願いします。

なお、保育園での集団生活に適応できる状態に回復してからの登園するよう、ご配慮ください。

【医師が記入した意見書が望ましい感染症】

感染症名	感染しやすい期間	出席停止期間
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間～発病後 3 日程度、感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日（幼児は 3 日経過）経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること <u>※無症状の感染者の場合は、検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること</u>
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 日間	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
麻しん（はしか）	発症 1 日前から発疹出現後の 4 日後まで	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺膨脹後 4 日	耳下腺、頸下線、舌下腺の膨脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん	発疹出現の前後 7 日間くらい	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	発疹出現 1～2 日前から痂皮形成	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（ブル熱）	発熱・充血等症状出現から数日間	主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
流行性角結膜炎（アデノウイルス）	充血・目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失し、医師において感染のおそれがないと認めるまで
結核		医師より感染のおそれがないと認めるまで
腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）		医師より感染のおそれがないと認めるまで（症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間間隔にて連続 2 回の検便にて陰性を確認）
急性出血性結膜炎	ウィルスが呼吸器から 1～2 週間、便から数ヶ月排出される	医師より感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師より感染のおそれがないと認めるまで

【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入する感染症】

病名	感染しやすい期間	登園めやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日	抗菌薬内服後、24～48 時間経過してから
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発生した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
感染性胃腸炎	症状のある間と、症状消失後 1 週間（数週間はウィルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐・下痢などの症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウィルス感染症	呼吸症状のある間	呼吸器の症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹（ヘルペス）	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化していること
突発性発疹		解熱後 1 日経過し、全身状態が良いこと